

令和7年第1回(3月)定例会

御杖村議会会議録

令和7年 3月 6日開会

令和7年 3月21日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（3月6日）	— 1 —
◎議事日程	— 2 —
◎本日の会議に付した事件	— 4 —
◎出席議員(6名)	— 4 —
◎欠席議員(1名)	— 4 —
◎会議録署名議員	— 4 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	— 4 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 4 —
◎〔発言記録〕	— 5 —
◎開会及び開議の宣告	— 5 —
◎会議録署名人の指名	— 5 —
◎会期の決定	— 5 —
◎諸般の報告(議会運営委員会)	— 5 —
◎諸般の報告(例月出納検査)	— 6 —
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	— 6 —
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	— 7 —
◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)	— 7 —
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	— 8 —
◎一般質問	
寺前議員「ブラッシュアップした魅力ある御杖村の観光について」	— 9 —
寺前議員「交流・関係人口の創出と、移住・定住に向けての具体的施策について」	— 10 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和6年度御杖村一般会計補正予算(第5号)) 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	— 11 —
◎議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	— 12 —
◎議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 13 —
◎議案第3号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 13 —
◎議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 14 —
◎議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 15 —
◎議案第6号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 16 —

◎議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—17—
◎議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—18—
◎議案第9号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—19—
◎議案第10号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—20—
◎議案第11号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—21—
◎休憩(午前11時22分)	—22—
◎再会(午前11時30分)	—22—
◎議案第12号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—22—
◎議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—23—
◎議案第14号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—23—
◎議案第15号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—24—
◎議案第16号御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—25—
◎議案第17号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—26—
◎議案第18号令和第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画)の策定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—27—
◎議案第19号村道路線の変更について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—27—
◎休憩(午前11時50分)	—28—
◎再会(午後1時00分)	—28—
◎議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—28—
◎議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—28—
◎議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—29—

◎議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-30-
◎議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第3号)の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-30-
◎令和6年度施政方針[伊藤村長]	-31-
◎議案第25号令和6年度御杖村一般会計予算の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-33-
◎議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-37-
◎議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-38-
◎議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-38-
◎議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	-39-
◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて [上程、説明]	-39-
◎休憩(午後2時04分)	-40-
◎答申案配布	-40-
◎再会(午後2時06分)	-40-
◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて [採決]	-40-
◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて、同意第2号 御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて、同意第3号御杖村公平 委員会の委員選任につき同意を求めることについて [一括上程、一括説明]	-40-
◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて [採決]	-41-
◎同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて [採決]	-41-
◎同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて [採決]	-42-
◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]	-42-
◎散会の宣言	-42-
第2号(3月25日)	-43-
◎議事日程〔審議結果〕	-44-
◎本日の会議に付した事件	-44-
◎出席議員(8名)	-44-
◎欠席議員(0名)	-45-
◎会議録署名議員	-45-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	-45-
◎職務のため議場に参加した事務局職員	-45-

◎議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定について	
[討論、採決]	—53—
◎議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—53—
◎議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—54—
◎議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—54—
◎議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—55—
◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—55—
◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—55—
◎閉議及び閉会の宣言	—55—
◎議事録署名	—57—

(令和7年3月6日)

令和7年第1回(3月)御杖村議会定例会(第1号)

令和7年3月6日(木)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	2月18日
・例月出納検査	11月・12月・1月分
・宇陀衛生一部事務組合議会	2月13日定例会
・東宇陀環境衛生組合議会	2月17日定例会
・奈良県広域消防組合議会	2月27日定例会
・曾爾御杖行政一部事務組合議会	3月3日定例会

第4 一般質問

第5 承認第1号 【原案承認】

専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第5号))

第6 議案第1号 【むらづくり委員会付託】

御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第7 議案第2号 【原案可決】

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

第8 議案第3号 【原案可決】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政
運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第9 議案第4号 【原案可決】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第5号 【原案可決】

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第6号 【原案可決】

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第7号 【原案可決】

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第13 議案第8号 【原案可決】

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第9号 【原案可決】

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第15 議案第10号 【原案可決】

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第16 議案第11号 【原案可決】

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第12号 【原案可決】

御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議案第13号 【むらづくり委員会付託】
御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第14号 【原案可決】
御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第15号 【原案可決】
御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第16号 【原案可決】
御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第17号 【原案可決】
御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第18号 【むらづくり委員会付託】
第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画)の策定について
- 第24 議案第19号 【むらづくり委員会付託】
村道路線の変更について
- 第25 議案第20号 【予算決算委員会付託】
令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について
- 第26 議案第21号 【予算決算委員会付託】
令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第27 議案第22号 【予算決算委員会付託】
令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第28 議案第23号 【予算決算委員会付託】
令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第29 議案第24号 【予算決算委員会付託】
令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 第30 議案第25号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第31 議案第26号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第32 議案第27号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第33 議案第28号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第34 議案第29号 【予算決算委員会付託】
令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について
- 第35 諮問第1号 【原案決定】
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第36 同意第1号 【原案同意】
御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- 第37 同意第2号 【原案同意】
御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- 第38 同意第3号 【原案同意】
御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
- 第39 同意第4号 【原案同意】
御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(6名)

議長	山岡隆良君	副議長	葛城昌俊君
1番	福田麻衣子君	2番	寺前伊平君
6番	古川芳明君	8番	松岡一生君

◎欠席議員(1名)

4番 廣口芳弘君

◎会議録署名議員

5番 葛城昌俊君 6番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則君

散会 午後2時13分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。令和7年第1回御杖村議会定例会のご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、4番廣口議員より入院加療のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和7年第1回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、5番葛城昌俊君、6番古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの16日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、2月18日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。8番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡議員。

○委員長(松岡一生君):それでは、2月18日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和7年第1回、3月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、3月6日から21日までの16日間とし、会期中の日程については、3月6日午前10時開会、全員協議会を7日午前9時開会、むらづくり委員会を11日午前9時開会、予算決算委員会を18日午前9時開会、続会議を21日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を2月27日午後5時までとし、質問日は、3月6日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程お

よび村長より提出される35議案の取り扱いについて協議を行い、御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例及び御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定と第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定並びに村道路線の変更については、むらづくり委員会へ、専決処分を含む補正予算6件と令和7年度の当初予算5件は、予算決算委員会へそれぞれ付託することと決定しました。また、上部法等の改正に伴う条例の一部改正15件、人事諮問1件、人事同意4件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和7年第2回、6月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(山岡隆良君):次に、監査委員より例月出納検査について11月から1月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、2月13日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、1番福田麻衣子君よろしくお願ひします。

○1番(福田麻衣子君):議長、1番福田。

○議長(山岡隆良君):福田議員。

○1番(福田麻衣子君):ただいま、議長の許可を得ましたので、派遣議員を代表しまして宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る2月13日木曜日、午前10時から、令和7年宇陀衛生一部事務組合 議会第1回定例会が、宇陀市人権交流センター大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は14名で、御杖村からは、寺前議員とわたくし福田が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつの後、議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定され、その後提出された4議案についての審議に入りました。議案第1号、宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告により職員の給与が改正されたことに伴い、構成市村同様、本組合についても、給料表及び期末手当率変更等の条例改正を行うものです。議案第2号、令和6年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ93万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1千90万5千円とするものです。主なものは、職員の休職による給与並びに職員手当の減額と昨年度完成した施設の改修効果による燃料費等の減額によるものです。議案第3号、令和7年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出それぞれ1億14万4千円で、対前年度929万円の減額予算となっています。議案第4号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合から同

組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものです。以上4件が原案どおり全会一致により可決され、午前11時8分に閉会いたしました。

○議長山岡隆良(君):福田議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、2月17日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、6番古川芳明君よりお願いします。

○6番(古川芳明君):議長、6番古川。

○議長(山岡隆良君):古川議員。

○6番(古川芳明君):去る、2月17日午前10時より、東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました、東宇陀環境衛生組合議会令和7年第1回定例会の報告をさせていただきます。宇陀市からは組合議長として松浦利久子議員、組合議員として、中川ゆり子議員、森田明子議員、勝井太郎議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として大向實議員、松本喬議員、岡本久光議員が出席いたしました。御杖村からは組合副議長として山岡隆良議員、組合議員として、松岡一生議員、私、古川が出席させていただきました。組合議会定例会については、全議員の出席により議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、議案第1号、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第2号、令和7年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について、議案第3号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についての以上3件が提案されました。各議案の内容ですが、議案第1号は、人事院勧告により職員の給与が改正されたことに伴い、構成市村同様、本組合についても、給料表及び期末手当率変更等の条例改正を行うものです。議案第2号は、令和7年度一般会計予算について、歳入歳出それぞれ3億851万4千円で前年度対比5,217万8千円の増額予算となっています。質疑では、山岡議員より、衛生費における工事請負費の前年度比率及び今後の方針について質問され、提案者より詳細な説明が行われました。議案第3号については、奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更となっております。以上3件が原案どおり全会一致により可決され、午前10時50分に閉会いたしました。以上、令和7年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):古川議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、2月27日に開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員、2番寺前伊平君よりお願いします。

○2番(寺前伊平君):議長、2番寺前。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):令和7年奈良県広域消防組合議会の第1回定例会が2月27日、橿原市内の同組合消防本部で開かれ、組合派遣議員の私が出席しましたので報告させていただきます。定

例会は、総額160億9,467万2千円の令和7年度一般会計当初予算案、前年度比5億2,658万円増、3.38%増や令和6年度一般会計補正予算案など議案9件、専決処分の報告1件、公平委員の選任同意1件と組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する議会運営委員会議案1件を原案通り全会一致で採択されました。当初予算の歳入の主なものとして、消防費分担金131億5千万円、これは人件費増を見込んで前年度比1億810万1千円増となります。このうち御杖村の分担金は7,908万7千円。基金繰入金1億8,975万8千円、組合債は庁舎建設事業費などの増額で24億2,290万円。一方歳出では、給与改定などに伴い人件費9,255万円の増、庁舎建設などへ投資的経費3億2,456万9千円の増、デジタル無線更新のための積立金などに1億9,214万1千円の増。公債費は平成26年度、令和元年度事業、これは指令システム、デジタル無線なんですけれども、これの償還終了によって、1億2,848万1千円の減額となりました。新年度の主な施策としては、1つ磯城消防署建設事業9億6,043万円、これは総事業費としては19億2,044万円となります。2番大淀消防署建設事業8億3,134万円、同じく10億3,738万円となります。3つ目車両運用端末装置、これはAVMというものですけれども、更新事業1億4,730万円、総事業費2億9,459万円となります。4つ目新規更新車両計13台分の消防車両整備事業には5億842万円を充てます。このほか定例会では、刑法等の一部を改正する法律施行に伴い、懲役を拘禁刑に改める関係条例の整理に関する条例、これは議会運営委員会から出された議案と同様の内容です。それと一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例も可決されました。以上で報告を終わります。ありがとうございます。

○議長(山岡隆良君):寺前議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(山岡隆良君):次に、3月3日に開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、5番葛城昌俊君よろしくお願いします。

○5番(葛城昌俊君):議長、5番葛城。

○議長(山岡隆良君):葛城議員。

○5番(葛城昌俊君):それでは去る、3月3日午後2時より御杖村議会委員会室において開催されました、令和7年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。曾爾村からは、組合議員として佐治議員、東口議員、大向議員が出席し、御杖村からは組合議員として福田議員、組合議長として、私葛城が出席致しました。議会成立宣言のあと、会議録署名議員に、1番佐治議員、2番東口議員の指名につづき、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、議第1号案曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により職員の給与が改正されたことに伴い、構成団体同様、本組合についても、給料表及び期末手当率変更並びに地域手当の新設などの条例改正を行うものです。議第2号案曾爾御杖行政一部事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本組合一般職の職員同様、地域手当を支給できる旨改正を行うものです。議第3号案曾爾御杖行政一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び曾爾御杖行政一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、構成団体同様、本組合

の条例についても、改正を行うものです。議第4号案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の公布により、構成団体同様、本組合の関係条例についても、改正を行うものです。議第5号案令和6年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を4千133万3千円とするものです。内容は、学校給食対象者の減及び保育所給食対象者の増加に伴うものです。議第6号案令和7年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出総額が5千90万9千円で、前年度当初予算と比較して、1千42万8千円の増額予算となっています。増額の主な内容につきましては、衛生費において火葬場利用者数の減少により253万8千円、教育費において職員等の給料表及び期末手当、地域手当等の改正に伴う人件費として140万4千円と給食用調理機械器具更新及び空調設備新規購入費用の624万8千円となっております。以上、6議案が上程され伊藤管理者よりそれぞれの提案理由についての説明がなされたあと、暫時休憩となり、その後全員協議会が開催され、提出された6議案について事務局長より詳細な説明をいただき全員協議会は閉会いたしました。休憩前に引き続き会議が再開され、上程6議案について、それぞれ質疑、討論を行い採決の結果、原案どおり全会一致で可決され、午後3時5分に閉会しました。以上、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君): 葛城議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

寺前議員「ブラッシュアップした魅力ある御杖村の観光について」

○議長(山岡隆良君): 次に、日程第4、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。2番寺前議員の一般質問、ブラッシュアップした魅力ある御杖村の観光についてを許可します。

○2番(寺前伊平君): 議長、2番寺前。

○議長(山岡隆良君): 寺前議員。

○2番(寺前伊平君): ただ今議長の許可を得ましたので、まずひとつ目のブラッシュアップした魅力ある御杖村の観光について一般質問させていただきます。今年最初の一般質問ですので、よろしくお願い致します。桃俣の国道369号沿いにできました桃俣鞍取休憩所トイレのことです。今年に入り民放各社が企画番組として全国放送しました。私の方には遠くは鳥取市、そして近畿では神戸市などに住む複数の人から問い合わせが相次ぎ、にわかに御杖村が全国に知れ渡ることとなりました。同時に、私はこの反響の大きさを滅多にない好機と受け止め、御杖村に観光客を呼び込む大きな力にすべきだと強く感じました。そういう意味で、村行政にはテレビ放映を逆手に取るような気概を持っていただき、スピード感を忘れず魅力ある観光施策を打ち出すべきではないでしょうか。幸いにも話題のトイレ近くには、旧道の様子が良好に残る伊勢本街道鞍取峠があります。桜峠、岩坂峠とともに、国の史跡指定を受けたばかりです。伊勢本街道歴史ウォークとか、倭姫命にまつわる神話のパワースポットを巡り、株式会社みつえと連動して道の駅姫石の湯に誘導するバスツアー等を企画してはいかがでしょうか。いずれにしても、既存の観光イベントに加え、次のステップとなる企画を展開していくことは、この時機を逃してはなりません。私は、そういう様に思っていますが、そこで伊藤村長がお考えになる御杖村の観光の在り方とその具体的施策について、お伺いします。

- 議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):ただ今の質問にお答えしたいと思います。昨年2月に完成した桃俣鞍取トイレ休憩所につきましては、一部の村民の疑問に対し、2度の情報公開も含めて真摯に対応してきました。また全村民に対しましても広報誌による予算額や決算額のお知らせ、工事の竣工に併せては工事内容も記載したチラシの配布も行い、事業の周知に努めてまいりました。昨年11月には、共同通信社からの取材を受け、12月全国の新聞に掲載されました。その後、株式会社毎日放送によるテレビ放送においては、突然の取材依頼ではあったものの住民理解が進むものと考え対応させていただきましたが、放送された内容は、村の説明が十分に反映された内容ではなく、放送後の各種報道機関や村民外の個人からの問い合わせもあったことから、庁内での対策を一本化し対応してきたところであります。一方、議員おっしゃられますとおり全国的な認知度は深まったことは事実と感じております。これまで、桜井宇陀広域連合主催の伊勢街道ウォーク、村の実施によるスタンプラリーやフォトコンテスト等の企画を行ってきており、更に観光協会や株式会社みつえと連携した取り組みの検討を行い、また公共交通の再構築を踏まえて、村外からの観光客が新たな交通体系を利用しながら伊勢本街道鞍取峠を越えて桜峠、岩坂峠、鞍取トイレ休憩所、道の駅を巡るような企画も検討していきたいと考えているところでございます。
- 議長(山岡隆良君):寺前議員、よろしいですか。
- 2番(寺前伊平君):はい。

寺前議員「交流・関係人口の創出と移住・定住に向けての 具体的施策について」

- 議長(山岡隆良君):次に、同じく2番寺前議員の一般質問、交流関係人口の創出と移住定住に向けての具体的施策についてを許可いたします。
- 2番(寺前伊平君):議長。
- 議長(山岡隆良君):寺前議員。
- 2番(寺前伊平君):議長の許可を得ましたので、ふたつ目の一般質問に入らせていただきます。交流関係人口の創出と、移住定住に向けての具体的施策についてです。御杖村の観光と密接に関連すると私は考えているわけですが、村の人口減を抑える交流人口、関係人口の創出と移住定住促進についてです。お隣の曾爾村では、最短1週間、最長1年間の利用可能なシェアハウス型の移住お試し住宅を運営しております。令和5年度には12件の利用があり、そのうち4件がすでに移住し、3件が移住予定だと聞いています。私は移住定住に至るまでには、まず交流人口、関係人口を増やすための仕掛けが必要だと考えます。奥宇陀の特性を生かし、2から3日に村内の古民家に滞在していただき、農作物の作付けや収穫を体験し、夜は澄みきった空気の中での星空観賞などを通して、村民との交流を図ることもその一例です。2月の全員協議会に於いて山岡議長より事例紹介のあった、松坂市飯高町で取り組んでおられる香肌小学校の親子山村留学制度を取り入れることも大きな力となると考えます。新年度が始まります。伊藤村長の考えと今後とるべき施策をより具体的にお伺い致します。
- 議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃられますように、移住定住には交流人口、関係人口の創出がまずは必要であると認識しております。移住体験住宅につきましては、令和2年1月より若者団地内で運営しており、連続する7日から30日の間で利用していただいております。一泊、2千円であります。これまで、22世帯の方が利用され、6世帯の移住に繋がっております。関係人口創出イベントにつきましては、通年実施している、やまと姫マラソン、ホテル鑑賞会、雑巾ダッシュのイベント、また令和4年度からこれまで、小規模ではありますが各種イベントを計12回実施しております。議員おっしゃられますような、2から3日古民家に滞在するものに関しては、実施できていませんが、これまでのイベントの集客数や内容の精査をしながら、今後のイベント等を検討していきたいと考えております。また、移住定住に繋がるよう、次年度予算に新たな子育て支援策も計上しております。ご審議の上、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

○2番(寺前伊平君):議長。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):自席にて、質問させていただきます。伊藤村長には、答弁ありがとうございます。ただですね今の答弁を聞かせていただいて、いわゆるこれぞというですね、新メニューというのが聞かせていただいてなかったというのがちょっと残念かなと思いますが。この後はですね、私が質問させていただいたように、全国からの観光客を呼び込み、そしてそれが交流人口、関係人口に繋がり、そしてまた移住定住に繋がっていく、そういうような施策であってほしいと思いますが、これについては新年度予算の中で、どの程度そしてどういうふうに盛り込まれているのかをじっくりちょっと精査させていただきたいなというふうに思っています。それとですね、むらづくり振興課の協力隊員の中にですね、豊かな経験に裏打ちされた立派なお方がおられるということで、今後ですね、伊藤村長にはこの方ですね、いわゆるアイデアを活かした提案とか意見を聞いていただき、行政運営を図るうえでスムーズにいくようにこの方のお考えをですね、ちょっと聞いていただいて今後の行政運営にもっていただきたいなということをですね、ちょっと要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○村長(伊藤収宜君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃられますように、関係人口を構築するうえでは、やはり観光等、大変重要な部分があると思っていますし、地域協力隊の中にはそういう経験を積まれた方がおられます。そうした中では、おっしゃられますようにいろいろな意見を聞きながらこれからの交流人口の増加に向けてどのように進めていくかということを検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):今後ということで、村長にはよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長(山岡隆良君):これで、一般質問を終わります。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第5号))

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに2,830万7千円を追加し、補正後の総額を26億7,919万7千円とするものでございます。主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました非課税世帯及び子育て世帯加算分の給付金支給にかかる費用及び地域振興券発行事業を追加するものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る12月17日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6、議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和6年12月より奈良県ドクターヘリ場外離発着場として新たに指定されました旧御杖小学校屋外運動場を含め、指定済みの離着陸場を追加する改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第1号御杖村ドクターヘリ場
外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり
委員会に付託することに決定しました。

◎議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会
委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村
長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の公布により、関係条例
の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容についてご説明申し上げます。刑法等の一部を改正する法律が
公布され、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が創設されますので、関係する7つの条例の懲役及
び禁固の文言を拘禁刑に改めるものです。本条例の施行日は、法の施行日と同じ令和7年6月1
日としています。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいた
だきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討
論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決
を行います。日程第7、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第2号刑法等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可
決されました。

◎議案第3号情報通信技術の活用による行政手続等に係る
関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効
率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改
正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8、議案第3号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関

係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本村が引用しています関係条例の条ずれ対応を行うため、整理条例として所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に第8項が追加されることによる条ずれを改めるものです。関係する3つの条例中の第8項以降の表記をそれぞれひとつずつ加算した項番号に、改めるものです。また、議会の個人情報保護に関する条例の一部改正については、情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する政令の公布に伴い、文言の修正を行うものです。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第3号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報

告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明申し上げます。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しております第8条の3第2項中の3歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子に改め、対象の範囲を拡大します。同条第4項では、要介護のある職員の第2項の読み替え規定の修正となります。第17条の次に2条を加えますのは、仕事と介護の両立支援制度について、利用しやすい勤務環境整備の措置を規定しています。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本村が引用しています条ずれ対応の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明申し上げます。非常勤職員に対する部分休業の承認を規定しております第18条第3項中に、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律を引用して、第61条第32項において読み替え準用する同条第29項を第61条の2第20項に改めます。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11、議案第6号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村議員の期末手当について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智):改正内容について、ご説明いたします。国家公務員特別職の給与改定では、期末手当の年間支給月数を3.4月から3.45月へ、0.05月分引き上げられたことから、それに準じて改定をおこなうものです。条例第7条第2項で、支給月数を定めていますが、改正条例第1条により、100分の170を100分の175に改定することより、令和6年度全体の支給月数を0.05月引き上げ、年間3.45月とします。また、改正条例第2条は、令和7年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の172.5に改定することにより、年間支給月数を3.45月とするものです。なお、令和6年12月の期末手当については、改正前の規定より昨年12月10日に支給済みとなっていることから、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただ

きましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第6号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君): 次に、日程第12、議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員特別職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村特別職の期末手当について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 今井総務課長。

○総務課長(今井智君): 改正の内容について、ご説明いたします。先程の議案第6号と同様の説明となりますが、国家公務員特別職の給与改定に準じて、本村特別職の期末手当年間支給月数を3.4月から3.45月へ、0.05月分引き上げるものです。条例第6条の支給月数を1100分の175に改定することより、令和6年度全体の支給月数を0.05月引き上げ、年間3.45月とします。また、改正条例第2条では、令和7年度以降の支給月数を定めるものですが、100分の172.5とすることにより、年間支給月数を3.45月とするものです。なお、附則の第2条の規定により、差額として追加支給することとなります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。日程第12、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第13、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正により、国家公務員一般職の給与が改定されたことから、これに準じて、本村一般職員の給与について改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。
- 総務課長(今井智君):議長。
- 議長(山岡隆良君):今井総務課長。
- 総務課長(今井智君):改正の内容について、ご説明いたします。令和6年の人事院勧告に基づき、国家公務員一般職の給与改定がおこなわれましたので、それに準じて、本村一般職の職員の月例給及び初任給調整手当、期末手当、勤勉手当について改定をおこなうものです。先ず改正条例第1条につきましては、初任給調整手当についてですが、第6条の2第1項で規定しています月額最高額を41万5千6百円を41万6千6百円に改めるものです。期末手当についてですが、第15条第2項では、支給月数を定めていますが、条文に、12月に支給する場合においては、100分の127.5の文言を加えることより、令和6年度全体の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間2.5月とするものです。同条第3項では、再任用職員の期末手当について定めているものですが、100分の70を100分の71.25に改めることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間1.4月とするものです。勤勉手当についてですが、第16条第2項第1号では、支給月数を定めていますが、条文に、12月に支給する場合においては、100分の107.5の文言を加えることより、令和6年度全体の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間2.1月とするものです。同項条第2号では、再任用職員の勤勉手当について定めているものですが、12月に支給する場合においては100分の51.25を加えることにより、年間支給月数を0.025月引き上げ、年間1月とするものです。次に、月例給の改定についてですが、民間における初任給の動向や公務における人材確保のため、若年層を重点に置くとともに、概ね30歳台後半までの職員が在職する号給まで給料月額を引き上げの改定を行います。平均で3%の改定率となるもので、これにより別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表を改めるものです。なお、第1条の改正は、令和6年4月1日に遡及して適用されますので、4月からの差額分及び、先に支給された初任給調整、期末手当、勤勉手当との差額については、追加支給することとなります。議案書4枚めくって頂きまして、改正条例第2条につきましては、令和7年4月1日施行に係る改正となっております。まず、扶養手当につ

きましては、配偶者に係る手当は廃止となります。なお、経過措置として令和7年は月額3千円となります。満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に係る手当額を月額1万円から1万3千円に改定を行います。なお、経過措置として令和7年は月額1万1千5百円となります。次に、第7条の2の地域手当につきましては、本村では支給を行っていませんでしたが、人事院勧告により、都道府県単位を基本としての支給となり、奈良県域は地域手当を支給対象地域ですので、給料、扶養手当、管理職手当の合計額の2%の支給となります。次に、第8条の2通勤手当につきましては、交通機関に係る通勤手当の支給限度額を1ヶ月あたり15万円の改正となります。次に、第14条宿日直手当につきましては、国の指針により、月額6千6百円に改定を行います。次に第14条の3管理職特別勤務手当につきましては、手当の対象となる時間帯を午前0時から午後10時に拡大する改正となります。次に、期末手当についてですが、令和7年度以降の支給月数を定めるものです。第15条第2項では、100分の125に改定することにより、年間支給月数を2.5月とします。同条第3項の再任用職員については、100分の70に改めることにより、年間支給月数を1.4月とするものです。次に、勤勉手当についてですが、第16条第2項第1号では、100分の105に改定することにより、年間支給月数を2.1月とします。同項第2項の再任用職員については、100分の50に改めることにより、年間支給月数を1月とするものです。最後に、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表の改定を行います。改正内容につきましては、各級初号の額を引き上げ、級間の水準の重なりを解消し、職責を重視した給料体系に大幅な見直しを行うものとなっております。以上が、改正の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14、議案第9号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般職職員の月例給、期末手当、勤勉手当の改定、地域手当の新設に対応して、フルタイム会計年度任用職員についても改定を行うものでございます。詳細については、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。フルタイム会計年度任用職員の給与については、一般職職員の規定に準じ定めているものですが、令和7年4月1日から適用するものです。第1条は、期末手当、勤勉手当の支給が、一般職の例によるとなっておりますので、令和6年度中は旧支給率を適用する改正です。第2条は、一般職と同様に、地域手当の支給、年間支給月数については、期末手当が2.5月、勤勉手当が、2.1月となります。月例給についても、人事院勧告に沿って改定した一般職職員の給料表を引用したものとなります。以上が、改正の内容となっております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14、議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第9号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15、議案第10号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般職職員の期末手当、勤勉手当の改定に対応して、パートタイム会計年度任用職員についても改定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。パートタイム会計年度任用職員の

給与については、一般職職員の規定に準じ定めているものですが、令和7年4月1日から適用するものです。一般職と同様に、年間支給月数については、期末手当が2.5月、勤勉手当が、2.1月となります。以上が、改正の内容となっています。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第15、議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、議案第10号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号職員の旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第16、議案第11号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法に準じている職員の旅費に関する条例の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。国内外の経済情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図る改正を行っております。最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行に要する実費を弁償するものとしてその計算に必要となる種類及び内容に係る規定を簡素化し、旅費支給対象の見直しとして旅行役務提供者、旅行業者に旅費を支払うことを可能としております。旅費の適正な支出の確保として、条例の規定に違反して旅費の支払いを受けた場合は、当該旅費の返納又は、給与からの控除を可能としており、宿泊料につきましては、別表の1泊1万円から上限1万4千8百円に改正し、実費による支給に改正します。以上が、改正の内容となっています。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第16、議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第16、議案第11号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎休憩(午前11時22分)

○議長(山岡隆良君): 給与の改定並びに条例の改定等々終わりましたので、ここで暫時休憩を入れたいなということで考えます。再会は、30分再会ということで少しの間の時間でございますけれどもトイレ休憩等実施してください。

◎再会(午前11時30分)

○議長(山岡隆良君): それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第12号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君): 次に、日程第17、議案第12号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、奈良県の国民健康保険税水準の統一に伴い、令和6年度税制改正大綱のうち、令和7年4月1日施行分について改正を行うものでございます。詳細につきましては、住民生活課長より説明を申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君): それでは、議案第12号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。本年度から国民健康保険税につきましては、県内の全市町村が統一された保険税率の運用を行っておりますが、令和6年度税制改正大綱のうち、令和7年4月1日から施行することが決定されている後期高齢者支援金の賦課限度額を22万円から24万円に改正するものでございます。また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するもので、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円か

ら56万円に引き上げる改正でございます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第17、議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17、議案第12号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、 管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第18、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国民健康保険の県単位化に伴い、従来の基金の設置目的や活用について変更が生じており、より適切な運営のために基金が活用できるように改正を行うものでございます。よろしくお願いたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第14号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第19、議案第14号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正されたことに伴い、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたため、条例の改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明を申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):はい。

○議長(山岡隆良君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):詳細について、説明をさせていただきます。改正の内容は、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となつたことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となりました。改正は、1点ございます。第16条第1項第2号について、栄養士を栄養士又は管理栄養士に改めるものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第19、議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第19、議案第14号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第20、議案第15号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁

長官通知に基づき、本村消防団員の処遇改善を図るため、消防団員報酬額の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。消防団員の報酬につきましては、段階的に引き上げを行ってまいりましたが、消防庁長官通知に基づき、班長及び団員の報酬額の改定を行います。別表第1中、班長3万9千円、団員3万6千5百円に改めます。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第20、議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第20、議案第15号御杖村消防団条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第21、議案第16号御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正する政令が公布され、消防団員退職報償金額の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):改正内容について、ご説明いたします。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されることに伴い、第2条に規定しております勤務年数及び階級に応じた別表に、新たな勤続年数の区分、35年以上の区分を追加し、階級に応じた退職報償金額を定めるものです。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいた

きましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第21、議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第21、議案第16号御杖村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君): 次に、日程第22、議案第17号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例の一部の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 今井総務課長。

○総務課長(今井智君): 改正内容について、ご説明いたします。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が改正されることに伴い、第5条第2項第2号中の補償基礎額の最低額を9千百円から9千7百円に、上限額を1万4千2百円から1万4千5百円に改めます。同条第3項では、扶養親族のある消防団員について、配偶者の加算額を2百拾7円から百円に、22歳に達する最初の3月31日までの間の子の加算額を3百3拾3円から3百8拾3円に改めます。別表の補償基礎額表につきましては、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げの改定を行います。本条例の施行日は、令和7年4月1日としています。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。日程第22、議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第22、議案第17号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画) の策定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第23、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖村総合計画条例第4条の規定に基づき、令和7年度からの5年間の後期基本計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願います。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第23、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第19号村道路線の変更について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第24、議案第19号村道路線の変更についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、村道路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願います。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第19号村道路線の変更についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎休憩(午前11時50分)

○議長(山岡隆良君):以上、日程第24議案第19号まで済ませていただきましたけれども、ちょうどお昼時間も差し迫ってまいりました。補正予算また新年度予算等々の詳細説明をいただきながら議事進行を進めていきたいと思っておりますので、暫時昼食休憩とさせていただきます。午後13時より再会ということでさせていただきますと思います。長時間渡りますけれども、皆様方のご理解とご協力よろしくお願いいたします。再会は13時ということで。暫時休憩です。

◎再会(午後1時00分)

○議長(山岡隆良君):休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◎議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第25、議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算第6号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,242万1千円を追加し補正後の総額を26億9,161万8千円とするものでございます。主な内容ですが、事業等における請負差等により発生する不用額の減額となっており、また増額は、人事院勧告に沿った人件費の増額及び収支見込みによる余剰金を基金積立するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算第6号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第26、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、先ず事業勘定ですが、歳入歳出それぞれに452万円を追加し補正後の総額を2億8,201万4千円とするものでございます。主な内容は、国民健康保険事業費納付金及び診療施設勘定への繰出金の増額をするものでございます。診療施設勘定については、歳入歳出それぞれに74万7千円を追加し、補正後の総額を1億2,065万6千円とするものです。主な内容は、人事院勧告に沿った人件費を増額するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第27、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,047万3千円を減額し、補正後の総額を4億2,916万円とするものものでございます。主な内容は、介護給付費の実績見込みに合わせた減額及び介護給付費準備基金の積立を行うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計
補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第28、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ31万9千円を増額し、補正後の総額を5,364万6千円とするものでございます。主な内容ですが、人事院勧告に沿った人件費を増額するものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第28、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第24号令和6年度令和6年度御杖村簡易水道事業
会計補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第29、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、収益的収入額を224万9千円増額し、補正後の予定額を8,315万円、収益的支出額を184万9千円減額し、補正後の予定額を7,560万3千円、資本的収入額を165万4千円減額し、補正後の予定額を4,954万1千円、資本的支出額を192万8千円減額し、補正後の予定額を7,005万8千円とするものでございます。主な内容は、人事院勧告に沿った人件費を増額及び配水管布設替工事における請負差等により発生する不用額の減額するものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会

運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君): 異議なしと認めます。したがって、日程第29、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎令和7年度施政方針 [伊藤村長]

- 議長(山岡隆良君): 次に、日程第30議案第25号から日程第34議案第29号までは、令和7年度の一般会計予算及び特別会計予算並びに事業会計予算の議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしくお願ひします。
- 村長(伊藤収宜君): 議長。
- 議長(山岡隆良君): 伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君): 令和7年3月定例会において、新年度の各会計予算案をはじめ、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政運営における私の所信と主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。私が平成27年より、村政をお預かりして9年、これまで村民皆様の温かいご支援とご協力に支えられ、元気な過疎のむらづくりに取り組んでまいりました。昨年度に積極的な取組を申し上げておりました本村の当面の3つの大きな課題である、地域公共交通の再構築、伊勢本街道の保存活用、旧小学校の利活用については、令和7年度予算案におきまして取り組み方針を反映させることが出来たと考えております。本村の最上位計画として、第四次御杖村長期総合計画後期基本計画を今定例会で上程しておりますが、これまでのむらづくりを継承しつつ、この計画に基づきながらも、社会情勢の変化や村民のニーズに寄り添った施策を講じてまいりたいと思います。さて、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるようです。世界情勢に目を向けますと、アメリカの政策動向、欧米における高い金利水準の継続、中国における不動産市場の停滞継続に伴う影響、中東地域をめぐる情勢など予断を許さない状況が続いております。今や世界経済は、私たちの生活に密接に関連しており、エネルギー問題や物価高騰など国民の生活や経済活動への影響を長期化させています。令和7年度の予算編成を行うにあたり、その方針についてご説明申し上げます。人口減少が続く本村の財政状況は、歳入の8割以上を依存財源に頼る状況であることから、自主財源の確保に努めるとともに、事業を計画するにあたっては財源を安易に一般財源に求めず、依存財源のなかでも有利性の高い補助金や交付税措置率の高い起債等を充当できるよう考慮する必要があります。また、歳出面では、安心、快適な御杖村を目指し、創造、育成、環境のみつつの杖で様々な縁を結ぶ、これまでの安心安全な村づくりは継続しつつ、子どもから高齢者まですべての村民が快適で幸せに暮らすことができるよう、安心、快適な村づくりに挑戦していくこととし、施策の展開については、単年度予算のみならず、必要となる総額予算とその効果を実に見極めることにより、必要な部分にはしっかりと投資し、効果の低いものは勇気を持って廃止する等の取捨選択と創意工夫を凝らした予算編成に取り組むことが求められます。それでは、令和7年度の予算概要についてご説明申し上げます。

す。令和7年度一般会計の予算規模は、26億9,100万円、令和6年度当初予算に対して4.6%、1億1,800万円の増額となりました。一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、34億3,127万7千円で、令和6年度当初予算と比較して2.0%、6,718万2千円の増額となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明を申し上げます。地域資源を活かした産業の振興についてであります。農業従事者の高齢化が進行するなか、耕作放棄地の増加対策や担い手の確保が、極めて重要な課題となっています。こうしたことから、村単独の戸別所得補償や担い手加算交付金、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策を引き続き行います。さらに、農家の経営基盤強化に向け効率化、省力化を図るためのスマート農業導入推進に引き続き取り組んでまいります。林業をめぐる環境は、木材価格の低迷から林業離れが進み、林業後継者の減少や世代交代で山への関心が薄れた森林所有者が増加するなどにより施業放置林が多くなっています。山林は、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。施業放置林の適正な管理に努め、間伐材搬出の促進を図り、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策を引き続き進めるとともに、新たに集落等における環境保全型の森林整備や森林事業を円滑に遂行することを目的とした基礎資料の作成に取り組んでまいります。みつえ温泉、体験交流館などの観光施設の設備改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度を高めるため、取り組んでまいります。また、春から夏の多大な需要への対応と更なる集客を目指し、令和9年度にかけて旅行村リニューアル事業の取り組みを進めてまいります。観光交流促進関連のイベント事業は、引き続き本村の魅力のPRを行い、関係交流人口の拡大に努めて行きたいと思っております。地域ぐるみの学び育ちの推進についてであります。子育てにかかる経済的負担の軽減については、医療費助成、保育料や給食費の無償化、予防接種費用の助成、小中学生の修学旅行費用の支給拡大等、他の自治体に引けを取らない施策を展開してきましたが、更なる充実を図るため、入学時等における制服購入助成や一時預かり事業における児童の安全確保を図るため管理アプリの導入を行い、子育て支援の充実に取り組めます。また、少子化社会対策として、不妊治療費の経済的負担の軽減を図るため新たに不妊治療費助成事業を行います。本村の貴重な歴史、文化遺産を後世へ継承するため、国の史跡指定を受けました伊勢本街道の保存活用計画の策定に取り組めます。村民が、幸せで快適に暮らすためには、健康の維持、増進は、最も重要なことと考えます。引き続き検診や予防接種の事業に取り組む村民の健康維持に努めてまいります。高齢者の方が、住み慣れた地域の中で安心していきいきと暮らせるむらづくりのため、本村の高齢者支援、地域福祉の拠点となりますケアハウス施設の設備改修を引き続き行い、多くの利用者が、快適に施設を利用できるよう取り組みます。安全で快適な暮らしの保障についてであります。安心、安全で快適な道路環境維持のため、舗装補修、道路の法面対策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。簡易水道の整備については、年次計画的に配水管路布設替えを行ってまいります。異常気象の原因とされております地球温暖化の対策として、世界的な脱炭素の取り組みが加速するなか、本村においても地球温暖化対策実行計画の策定を行いました。この計画に基づく脱炭素への取り組みとして、役場庁舎の省エネ化、再生可能エネルギーの可能性調査、省エネ生活への推進を進めてまいります。人口減少を抑制し、活力ある地域を維持していくために、本村に移住者を呼び込む移住定住環境の整備は重要であります。こうしたことから空き家バンク制度による情報提供や空き家改修補助など移住者への住まいの確保に向けた支援の取り組みを、引き続き進めてまいります。また、地域公共交通の再構築については、路線定期運行のふれあいバスから事前予約によるデマンド交通

を主体とした交通体系に移行し、ひとりひとりの移動ニーズにきめ細やかに対応した利便性の高い移動支援の充実を図ります。地域防犯の推進として、各大字の主要道路に防犯カメラ設置を令和6年度に引き続き行います。関係機関と連携し、安心安全なむらづくりを進めます。旧小学校の利活用については、民間事業者のノウハウを活かした利活用を目指し、公募型プロポーザル方式による利活用事業者の募集を行います。以上、令和7年度に向けた私の施政方針と、予算案の概要につきまして申し上げさせていただきました。議会をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をいただき、安心快適な村づくりを進めてまいりたいと思います。

○議長(山岡隆良君):ありがとうございました。

◎議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第30、議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ26億9,100万円とするものでございます。前年度と比べ、1億1,800万円、4.6%の増額となっております。概要につきましては、副村長より説明申し上げます。

○議長(山岡隆良君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(山岡隆良君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):令和7年度御杖村一般会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。村長の施政方針に続きまして、令和7年度予算案説明要旨及び説明資料の6ページをご覧ください。まず6ページこちらの表は、本村の令和7年度全会計の予算案総括表となっております。区分、一般会計の欄をご覧ください。予算総額26億9,100万円で、前年度に比べ1億1,800万円、4.6%の増額となります。次7ページをご覧ください。この表につきましては、一般会計の歳入の款の区分毎に記載しているものです。それでは、款の区分で金額の大きい順、すなわち構成比率が高い順に、区分、令和7年度予算額、構成比、それと比較増減額、増減率について申し上げます。まず、10の地方交付税、14億3,200万円、構成比53.2%です。令和6年度と比べまして、5,800万円、4.2%の増を見込んでおります。この地方交付税は、全ての地方公共団体が一定の行政サービスを同様に提供できるようにするため、国から交付されるものでございます。次に、14の国庫支出金、4億705万3千円、構成比15.1%、2億1,463万4千円、111.6%の増となっております。国庫支出金は、村が行う特定の事業に対しまして国から交付されるもので、事業の性質に応じまして負担金、補助金、委託金の3種類に分けられます。次に、21の村債、2億9,110万円、構成比10.8%、昨年度と比べ1億1,970万円、29.1%の減となります。村債は、多額の費用がかかる事業を行う場合に、その財源として国や市中銀行などから長期にわたり借り入れるもので、本村では過疎対策事業債が中心となっております。次に、18の繰入金、1億3,057万5千円、構成比4.9%、3,428万8千円、20.8%の減となっております。繰入金は、不足財源の穴埋めや特定の目的に充当するために基金を取り崩して歳入予算に組み込むものでございます。次

に、15の県支出金、1億2,231万8千円、構成比4.5%、367万1千円、3.1%の増額でございます。国庫支出金と同様に、県から特定の事業に対して交付されるもので、負担金、補助金、委託金の分類も同様でございます。次に、1の村税、1億585万円、構成比3.9%、3万5千円の増となります。地方税法に基づき、所得や資産に応じて村に納めていただく税金のことでございます。本村では、村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税となります。最後に、2の地方譲与税、6,863万7千円、構成比2.6%、440万7千円、6.0%の減となっています。国や県が徴収した税金の一部を市町村に配分するもので、自動車重量譲与税や森林環境譲与税などがございます。以上の7つの合計で、構成比が95.0%となり、本村の歳入をほぼ占めております。この表の右端に説明番号を付けております。この番号に応じて、次の8ページから10ページで増減の要因を記載しております。それでは8ページをご覧ください。一般会計歳入予算の対前年度増減要因について記載しております。数値につきましては、まず増減額を記載し、カッコ書きにつきましては令和7年度予算額となっております。主な増減について、ご説明申し上げます。説明番号1、村税、村民税280万3千円の増については、令和6年度に行いました定額減税の終了となることが主な要因となっております。固定資産税202万2千円の減につきましては、償却資産の新規取得がなく、既設の償却に伴う評価額の減額によるものでございます。番号の2番地方譲与税、440万7千円の減額は、下の方から森林環境譲与税244万3千円の減は、令和6年度から国税として徴収が開始されました森林環境税について、想定より徴収額が少なくなる試算であったため配分見込みが減額となるものでございます。その上、自動車重量譲与税139万4千円と地方揮発油譲与税の57万円の減は、前年度決算見込額に国の伸び率を反映させた結果でございます。なお、森林環境譲与税は交付される全額を森林整備等に関する事業に充てることとされております。充当した事業については、今ご覧の資料の最終30ページの方で森林環境譲与税を財源とした事業に記載しております。それでは説明番号、番号3に戻っていただきまして地方消費税交付金、264万5千円の増です。国の試算による伸び率を反映させたもので、社会保障財源分として142万1千円、一般分といたしまして122万4千円の増となっています。尚、社会保障財源分については、市町村の社会保障施策に充当することとされております。その内容については、この資料29ページの方に記載しております。また後ほどご覧いただけたらと思います。それでは戻っていただきまして説明番号4でございます。環境性能割交付金53万2千円の増は、県が徴収した自動車税環境性能割の一部を市町村に交付するものでございます。試算される伸び率を反映させた結果でございます。番号5番、地方特例交付金454万8千円の減額は、村税の方でもご説明しました定額減税の終了に伴い住民税減収補填がなくなることによるものでございます。番号の6でございます。地方交付税5,800万円の増額は、普通地方交付税について、基準財政需要額のうち過疎対策事業債の元利償還額が前年度より増えることが大きな要因となっております。番号7、分担金及び負担金、内訳の方の村単土地改良事業15万円の増は、農業用水路維持修繕工事に係る受益者分担金15%を徴収するものでございます。老人保護措置費負担金33万円の減につきましては、養護老人ホームの措置入所者から収入に応じて徴収する個人負担金でございます。番号の8をご覧ください。使用料及び手数料は235万4千円の増となります。主な理由としては、広域保育料198万4千円の増で、村外の園児が御杖保育所へ入所しておりますので、その使用料収入を見込んでおるものでございます。番号9でございます。国庫支出金、総額で2億1,463万4千円の増額でございます。増額の主なものは、デジタル基盤改革支援補助金8,784万8千円、その下橋梁長寿命化修繕補修事業6,521万9千円、その下新しい地方経済生活環境創生交付金5,907万6千円な

どで、主な充当先といたしましては、自治体システムの標準化、橋梁点検、旅行村のリニューアル事業等となっております。減額の主なものでございますが、下から地球温暖化対策推進事業費補助金749万1千円、林業振興費補助金である美しい森林基盤整備事業443万6千円、障害者自立支援給付費負担金100万2千円の減となりますが、国庫支出金の全体としては、大きな増となるものでございます。番号10、県支出金は、総額で367万1千円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、参議院議員選挙委託金の327万4千円、国勢調査委託金の238万3千円、文化資源活用補助金の181万2千円、公共交通基本計画推進事業支援補助金の178万円などがあげられます。一方、減額要因は、一番下の方から、農業振興費補助金310万6千円、地籍調査事業費負担金270万3千円などの減額となっております。ページめくっていただきまして、10ページをご覧ください。番号11、財産収入、1,346万円の減額は、主にプレミアム商品券売払収入1,500万円の減で、現在地域振興券交付事業を進めていることから、令和7年度のプレミアム商品券発行事業を見送ったためでございます。一方増額の方でございますが、財政調整基金の債権利息収入ということで171万8千円の増加を見込んでおります。つづいて番号12、寄附金、578万円の増額は、ふるさと納税の寄附金について、前年度よりも600万円増の目標を設定しているものでございます。番号13、繰入金は、3,428万8千円の減額となります。大きな減額としては、歳入不足を補うための財政調整金の繰入が5,087万2千円の減額です。増額の主なものは、施設整備等の財源とするための公共施設整備基金繰入が1,740万円の増額となっております。番号14、諸収入は、577万6千円の増額です。主な要因は、消防団員退職報償金338万1千円で、前年にくらべて退職者が増加することによるものでございます。番号15、村債は、1億1,970万千円の減額となります。大きな要因としましては、過疎対策事業債で、6年度に実施した保健センター外壁等改修工事の終了などによるものでございます。歳入の概要は以上でございます。次に、歳出について説明させていただきます。11ページ令和7年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。この表につきましては、議会費や総務費等、行政の目的別となっている歳出予算を、経済的性質を基準といたしまして横断的に見るために性質別に分類をし直したものでございます。構成比の高いものを中心に説明を致します。まず、義務的経費といたしまして、人件費は、5億3,492万5千円、構成比19.9%です。これは、特別職や議員、また職員の給料や共済費で、昨年度に比べ1,484万8千円、2.9%の増となっております。その下、扶助費は、1億5,069万3千円、構成比5.6%です。これにつきましては、高齢者や児童、障害者等に対して行っているさまざまな援助に要する経費で、145万5千円、1.0%の減となっております。その下は、公債費、3億1,213万6千円、構成比11.6%です。これは、事業の財源として過年度に借り入れました過疎対策債等の元利償還金で、3,197万8千円、11.4%の増となっております。次の投資的経費です。普通建設事業費は、道路や橋梁、施設の整備や改造等に要する費用で、4億7,457万7千円、構成比17.6%、6,487万円、12.0%の減額となっております。続いて、その他の経費、物件費でございます。物件費は、6億2,387万7千円、構成比23.2%です。これは、需用費や役務費、委託費等の経費の総称です。1億5,518万円、33.1%の増となっています。一つ飛ばして、補助費等は、3億8,179万7千円、構成比14.2%です。これは、各種団体への補助金や一部事務組合への負担金等で、1,793万5千円、4.5%の減となっています。三つ飛ばしまして、繰出金でございます。1億6,479万3千円、構成比6.1%です。これは、一般会計から特別会計へ資金を移すもので、特別会計側から見ますと繰入金ということになります。220万8千円、1.3%の減となっております。なお、簡易水道事業会計への繰出しにつきましては、公営企業会計を適用したこ

とで、性質としては補助費等に含まれることとなります。歳出性質別の予算額で主なものは以上でございますが、前年度と比べての増減の要因につきまして次の12ページから説明申し上げます。12ページをご覧ください。説明番号1、人件費ですが、前年度に比べまして1,484万8千円の増額となります。主な要因は、人事院勧告に沿っての改定を行うことによるもので、職員の給料及び手当で約1,900万円の増額となります。番号2、扶助費は、145万5千円の減額となります。増額の主のものは、制度改正に伴い、村民への児童手当給付211万円、職員に係る児童手当114万円、これらの増となります。減額の主なものとしましては、老人保護措置204万円、障害者自立支援介護給付が200万4千円などとなっております。番号3の普通建設事業費は、総額6,487万円の減額となります。先ず、増額の方としましては、青少年旅行村リニューアル事業9,673万7千円、庁舎改良工事の4,215万8千円、村道部分改良事業の3,679万7千円等が主な増額でございます。次13ページの方をご覧ください。減額の主なものは、下から見ていただきまして、保健センター外壁等改修、みつえ体験交流館塗装空調工事、ケアハウス施設機器更新等が減額の主なものとなっております。番号4、物件費は、1億5,518万円の増額となります。増額の主なものは、自治体情報システム標準化事業9,322万円、橋梁定期点検8,300万円、基幹系システムクラウドサービス利用料3,647万6千円などです。14ページをご覧ください。対して減額の主なものは、下から、ガバメントクラウド環境利用料等5,361万3千円、ガバメントクラウド環境構築業務委託2,394万7千円などとなっております。番号5の補助費等でございます。1,793万5千円の減額となります。まず増額として主なものでございますが、東宇陀環境衛生組合負担金1,086万2千円、村議会議員選挙公営負担金593万3千円等が増の要因でございます。減額の主なものは、次の15ページの方でございます。プレミアム商品券発行事業2,250万円、株式会社みつえ補助金950万円となっております。最後に、番号6、繰出金は、220万8千円の減額となります。増額となるものですが、後期高齢者医療療養給付費負担金、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金で、減額となるものは、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金が減額となるものでございます。以上が性質別の歳出で主な増減内容の説明となります。次に16ページ、歳出の目的別区分として、予算書の区分である款の区分によりご説明を申し上げます。主な区分の7年度予算額、構成比、比較増減額、増減率について読み上げをさせていただきます。先ずの、総務費ですが、7億3,032万9千円、構成比27.1%、1億4,483万6千円、24.7%の増となっております。総務費は、庁舎の維持管理や全般的な事務、企画調整、財政財務管理に要する費用を計上しております。増額の要因と致しましては、庁舎改良工事及び国が進めるシステム標準化関連事業であります自治体情報システム標準化事業、住基ネット機器更新等が主なものでございます。3の民生費は、4億8,830万8千円、構成比18.2%、1億7,848万9千円、26.8%の減となります。民生費は、村民の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費を計上しております。減額の主な理由につきましては、保健センター外壁等改修工事の終了によるものでございます。次4、衛生費は、1億4,322万2千円、構成比5.3%、557万円、4.0%の増額です。衛生費は、村民が健康で、衛生的な環境を保持するための経費が計上されております。主な増額でございますが、東宇陀環境衛生組合負担金の増となっております。飛ばして6の農林水産業費ですが、1億3,198万7千円、構成比4.9%、1,999万3千円、13.2%の減額となっております。農林水産業費は、生産基盤の整備や産業振興のための各種支援策を計上しております。新規就農者誘致事業、施業放置林整備事業等が減額となった一方、新たに取り組みを行います環境保全型森林整備事業、森林地番図作成事業について増額となっております。次、商工費、2億2,39

3万9千円、構成比8.3%、2,422万円、12.1%の増です。ここでは、商工観光の振興対策や道の駅温泉施設の維持管理を計上しております。青少年旅行村リニューアル事業、三季館の設備整備が増額の大きな要因となっております。8.土木費は、3億3,446万3千円、構成比12.4%、1億60万7千円、43.0%の増額です。土木費では、道路及び橋梁、河川、公営住宅等の整備や維持管理を計上しておりますが、増額となる要因ですが、橋梁定期点検や、村道改良事業が主な要因となっております。次.消防費は、1億574万9千円、構成比3.9%、1,654万7千円、13.5%の減額です。ここでは、消防団の運営経費や、災害対策、広域消防組合への負担金を計上しておりますが、減額の主なものとしましては、ドクターヘリポート整備事業終了や防災マニュアル防災計画改訂の終了ということによるものでございます。10番の教育費は、1億7,335万4千円、構成比6.5%、2,484万7千円、16.7%の増額です。ここでは、学校教育、社会教育、社会体育の経費を計上していますが、大きく増額となりましたのは、神末中央集落センター駐車場の舗装事業、伊勢本街道整備事業、1人1台の端末整備事業などによるものでございます。11の公債費は、3億1,213万6千円、構成比11.6%、3,197万8千円、11.4%の増です。ここでは、過年度に借り入れた過疎対策債等の元利返済を計上しているもので、近年の借入額が増加していることに伴いまして、返済額も増となっております。款別の歳出で主なものの説明は、以上となります。なお、表の右端の方に、説明番号を記載しております。その番号に対応しまして、17ページから19ページにそれぞれの増減内訳について詳しく記載しておりますので、またご覧いただければと思います。資料20ページからの主な施策の内容につきましては、全員協議会におきまして担当課長の方より、ご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。以上、令和7年度一般会計予算案の概要について説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より概要説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第30、議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算 の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第31、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億4,056万2千円とするものでございます。前年度と比べ、3,665万4千円、13.2%の減額となっております。診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1億920万円とするものでございます。前年度と比べ、583万8千

円、5.1%の減額となっております。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第31、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第32、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,213万1千円とするものでございます。前年度と比べ、1,417万7千円、3.9%の減額となっております。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第32、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第33、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,577万6千円とするものでございます。前年度と比べ、300万7千円、5.7%の増額となっております。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第33、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第34、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、収益的収入額は7,114万円、収益的支出額を6,716万円、資本的収入額を5,400万2千円、資本的支出額を7,299万5千円と予定するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第34、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を 求めることについて

[上程、説明、答申案配布]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第35、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○**村長(伊藤収宜君)**:人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。法務大臣より委嘱され、現在人権擁護委員にご就任いただいております丸山栄氏が令和7年6月30日で任期満了となります。このため、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、法務大臣に対し、後任候補者の推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。中村洋子氏は、長年にわたり教員として県内の小学校に勤務し、児童の人権教育に携わって来られました。また退職後は小学校や幼稚園の特別支援学級の支援員として障害児教育にも尽力されました。この豊富な経験と実績をもって、充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、推薦しようとするものでございます。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、推薦理由の説明といたします。

○**議長(山岡隆良君)**:ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**議長(山岡隆良君)**:異議なしと認めます。したがって、日程第35、諮問第1号については、質疑及び討論を省略致します。ただ今より、答申案を配布いたしますので、一読願います。

◎休憩(午後2時04分)

○**議長(山岡隆良君)**:ここで暫時休憩いたします。整い次第再開いたします。

【森本事務局長答申案配布】

◎再会(午後2時06分)

○**議長(山岡隆良君)**:それでは答申案を一読いただけたと思いますので、再開させていただきます。休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

[採決]

○**議長(山岡隆良君)**:これより、日程第35、諮問第1号について採決を行います。本案諮問に対し、休憩中にお手元に配布いたしました答申案のとおり適任である旨の意見を附して、答申したいと思っております。これに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○**議長(山岡隆良君)**:ありがとうございます。全員の起立により、日程第35、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて、同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて、同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[一括上程、一括説明]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第36、同意第1号から日程第38、同意第3号については、御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めるものですので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。なお、日程第36、同意第1号から日程第38、同意第3号の御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。それでは、日程第36、同意第1号から日程第38、同意第3号の御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):公平委員会の委員選任につき一括してご説明を申し上げます。現在就任いただいている3名の任期が、令和7年3月31日をもって満了となることから、後任として次の方々を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。選任させていただきたいのは、大字神末2018番地鈴木淳巳氏、大字菅野2613番地箸中温充氏、大字土屋原1703番地上垣善希氏、以上3名の方々です。いずれの方も人格が高潔で、温厚、誠実な人柄は、公平委員会の委員として最も適任であると信じますので、選任をしたく議会の同意を求めるところでございます。任期は、令和7年4月1日から4年間でございます。ご審議の上ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました同意3件につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第36、同意第1号から日程第38、同意第3号の同意3件についても、質疑及び討論を省略致します。

◎同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

○議長(山岡隆良君):これより、案件ごとについて採決を行います。日程第36、同意第1号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第36、同意第1号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第37、同意第2号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第37、同意第2号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについても、同意することに決定しました。

◎同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

[採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第38、同意第3号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第38、同意第3号御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについても、同意することに決定しました。

◎同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第39、同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在、本村の代表監査委員に就任いただいている片桐章行氏が、令和7年5月8日をもって任期満了となることから、4カ年の実績を踏まえ、引き続き、片桐章行氏が適任と考えますので、同氏の任命につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。任期は、令和7年5月9日から4年間でございます。ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましても、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第39、同意第4号についても、質疑及び討論を省略致します。これより、日程第39、同意第4号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第39、同意第4号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣言

○副議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月21日金曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。長時間にわたりお疲れ様でした。

(午後2時13分散会)

(令和7年3月21日)

令和7年第1回(3月)御杖村議会定例会(第2号)

令和7年3月21日(金)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 承認第1号 [原案承認]
専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度御杖村一般会計補正予算(第5号))
- 第2 議案第1号 [原案可決]
御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第13号 [原案可決]
御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第18号 [原案可決]
第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画)の策定について
- 第5 議案第19号 [原案可決]
村道路線の変更について
- 第6 議案第20号 [原案可決]
令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について
- 第7 議案第21号 [原案可決]
令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第8 議案第22号 [原案可決]
令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第9 議案第23号 [原案可決]
令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第10 議案第24号 [原案可決]
令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 第11 議案第25号 [原案可決]
令和7年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第12 議案第26号 [原案可決]
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第13 議案第27号 [原案可決]
令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 第14 議案第28号 [原案可決]
令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第15 議案第29号 [原案可決]
令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について
- 第16 発委第1号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第17 発委第2号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	山岡隆良君	副議長	葛城昌俊君
1番	福田麻衣子君	2番	寺前伊平君
4番	廣口芳弘君	6番	古川芳明君
8番	松岡一生君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

5 番 葛城昌俊君 6 番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤 収宜君
副 村 長	中嶋 英樹君
教 育 長	鈴木 泰弘君
総務課長	今井 智君
むらづくり振興課長	片岡 保昌君
産業建設課長	中村 康幸君
住民生活課長	仲子 雄史君
政策推進課長	古谷 匡敏君
保健福祉課長	川上 隆二君
会計管理者	松本 慶一君
教育委員会事務局次長	古谷 依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時38分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。本日の令和7年第1回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和6年度御杖村一般会計補正予算(第5号))

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):ただちに議題に入ります。日程第1・承認第1号・専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号を議題といたします。本案については、予算決算委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より審査の経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):議長の許可を得ましたので、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る3月6日の本会議におきまして、令和6年度一般会計及び各特別会計における専決処分を含む補正予算6件、令和7年度一般会計及び各特別会計における当初予算5件の合計11件の案件が付託されたことにより、3月18日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第1号の専決処分された令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号について、3月7日開催の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、専決処分されました令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号につきまして、全員の賛成により承認すべきものと決定いたしました。以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ありがとうございます。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、承認です。日程第1、承認第1号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度御杖村一般会計補正予算第5号は、予算決算委員会委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定について、議案第19号村道路線の変更について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2、議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定について、日程第5、議案第19号村道路線の変更についての4議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2議案第1号、日程第3議案第13号、日程第4議案第18号、日程第5議案第19号の4議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長職務代行より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。むらづくり委員会委員長職務代行、古川芳明君。

○6番(古川芳明君):はい、議長。6番古川。

○議長(山岡隆良君):古川議員。

○6番(古川芳明君):最初に委員会当日、廣口委員長、松岡副委員長が入院加療のため欠席となったことから、御杖村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の私古川が職務代行をさせていただきましたので、むらづくり委員会を代表しまして、報告させていただきます。それでは、当委員会に付託されました、議案第1号及び議案第13号と議案第18号並びに議案第19号以上の4議案につきまして、その審査の経緯と結果について、一括してご報告させていただきます。審査の経緯でございますが、去る3月6日の本会議におきまして、議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定について、議案第19号村道路線の変更について、以上の4議案が付託されたことにより、3月11日に委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、議案ごとに3月7日の全員協議会において説明

いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。特に、第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定については、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、4議案とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):古川委員、ありがとうございました。これから、むらづくり委員会委員長職務代行の報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):先ず、日程第2、議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長職務代行の報告は、可決です。日程第2、議案第1号について、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2、議案第1号御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、 管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第3、議案第13号についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、議案第13号御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画)の策定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定についてを議題とし、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長職務代行の報告は、可決です。日程第4、議案第18号についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第18号第四次御杖村長期総合計画後期基本計画の策定についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号村道路線の変更について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、議案第19号村道路線の変更についてを議題とし、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会委員長職務代行の報告は、可決です。日程第5、議案第19号についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第19号村道路線の変更についても、むらづくり委員会委員長職務代行の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号)

の議定について、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第3号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6、議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算第6号の議定について、日程第7、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第8、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定について、日程第9、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定について、日程第10、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第3号の議定についての5議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第6議案第20号、日程第7議案第21号、日程第8議案第22号、日程第9議案第23号、日程第10議案第24号の5議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第20号の一般会計及び議案第21号から議案第24号までの各特別会計における補正予算につきまして、一括して、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、令和6年度の一般会計及び各特別会計における補正予算5件について、議案ごとに3月7日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛させていただきます。採決の結果につきましては、議案第20号の一般会計補正予算及び議案第21号から議案第24号の各特別会計における補正予算の議定については、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ありがとうございます。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):まず、日程第6、議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算第6号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第6、議案第20号については、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第20号令和6年度御杖村一般会計補正予算第6号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第7、議案第21号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第21号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第8、議案第22号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員／起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第22号令和6年度御杖村介護保険特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第9、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第9、議案第23号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第23号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算 (第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第10、議案第24号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第24号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について、

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11、議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第12、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第13、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第14、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、日程第15、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第11議案第25号、

日程第12議案第26号、日程第13議案第27号、日程第14議案第28号、日程第15議案第29号の5議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):寺前議員。

○2番(寺前伊平君):それでは、議案第25号から議案第29号の一般会計及び各特別会計における令和7年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査の経過と結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、補正予算同様、議案ごとに3月7日開催の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきました。なお、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第25号の令和7年度一般会計予算及び議案第26号から議案第29号の各特別会計における令和7年度予算の議定については、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。一般会計予算に計上されている、青少年旅行村リニューアル事業については、入札手続き前に事業規模の根拠や事業概要、株式会社みつえへの物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金については、四半期ごとに株主でもある村の方から、営業努力や経営状況など、全員協議会へ報告いただくことの申し出を行い、村側の了承をいただきました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ありがとうございました。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):まず、日程第11、議案25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第11、議案第25号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案25号令和7年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第12、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予

算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第12、議案第26号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第26号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会 委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第13、議案第27号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第27号令和7年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第14、議案第28号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第28号令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の 議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第15、議案第29号についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、議案第29号令和7年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第16、発委第1号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第17、発委第2号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和7年第1回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時38分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 山岡隆良

御杖村議会議員 葛城昌俊

御杖村議会議員 古川芳明